

事務連絡  
令和6年2月7日

各 都道府県障害保健福祉担当課 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
障害福祉課地域生活・発達障害者支援室  
こども家庭庁支援局障害児支援課

### 中核的人材養成研修の実施予定について

障害保健福祉行政の推進につきまして、日頃よりご尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、強度行動障害を有する児者の受け入れ体制の強化を図るため、事業所において強度行動障害を有する児者に対してチームで支援を行う上で、適切なマネジメントを行い中心的な役割を果たす人材（以下「中核的人材」という。）を配置し、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が18点以上（障害児においては児基準30点以上）の児者を受け入れ適切な支援を行った場合に、報酬上評価することを予定しているところです。

中核的人材の養成研修については、下記のとおり実施する予定であるため、ご了知の上、円滑な事業実施にご協力いただきますようお願いいたします。

### 記

- 中核的人材養成研修については、令和5年度においては研修プログラム開発の一環として一部の協力自治体を対象としたモデル実施としていたところであるが、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定により加算の算定要件に組み込むこととしたことから、令和6年度からは全ての都道府県を対象として実施することとする。
- 本研修については、将来的には都道府県で研修を実施する体制を整備する予定であり、報酬との関係性については別途告示等でお示しするが、その体制が整うまでの間は、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園（以下「のぞみの園」という。）において実施する研修を本研修と位置づけることとする。行動関連項目等の合計点数が18点以上（障害児においては児基準30点以上）の強度行動障害を有する児者を受け入れている事業所は、現時点で全国に1,500か所程度と推計しており、中核的人材も同程度以上の養成が必要であることから、全国的な研修実施体制を整備しつつ、段階的に受講人数を増加させていくこととしている。

- 令和6年度の研修受講者は、全都道府県2名ずつ計94名程度（指定都市及び中核市分を含む。）の推薦者を受け付ける予定としているため、各都道府県においては、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）の修了者であること、強度行動障害を有する者に対する支援の実績があること、地域の強度行動障害児者への支援体制を構築していくにあたっての役割期待などを踏まえ、研修受講者の推薦準備をしていただくようお願いする。今年度の中核的人材養成研修は夏頃の開催を予定しているが、詳細については、のぞみの園から改めてお知らせする予定である。
- また、受講者と合わせて、補助指導者（以下「サブ・トレーナー」という。）1名も募集することとしており、各都道府県においては、サブ・トレーナーについても推薦の準備を進めていただきたい。

このサブ・トレーナーについては、受講者と同じグループにおいて、担当指導者（以下「トレーナー」という。）を補佐しながら演習を進めつつ、トレーナーの指導技術を学び、将来的には各地域でトレーナーとなることが期待されることから、強度行動障害支援に関する他事業所等への助言や地域の連携体制づくりの経験、強度行動障害支援養成研修の講師等の経験がある者等を募集要件とする予定である。
- 研修修了証の発行については、本研修の内容を正しく理解し、必要な演習を適切に修了できたと担当グループのトレーナーが判断した場合に交付することとしている。

また、本研修のトレーナー及びサブ・トレーナーを務めた者についても、本研修の内容を正しく理解し、必要な演習を進行できる者であることが前提となることから、修了証を交付する予定であることを申し添える。
- なお、今回の報酬改定においては、強度行動障害に関する支援困難事例に対して助言等を行い、地域を支援する人材（以下「広域的支援人材」という。）による集中的支援加算も導入されているところであるが、広域的支援人材養成研修を実施するまでの間は、発達障害者地域支援マネージャーや中核的人材養成研修の講師（指導者）等の一定の要件を満たした者も広域的支援人材としての任用の要件としているところであり、中核的人材養成研修は、こうした地域の強度行動障害児者への支援体制構築にもつながるものであることにご留意いただきたい。

以上

**【照会先】**

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
障害福祉課地域生活・発達障害者支援室  
電話：03-5253-1111（内線3038）